

麻酔科専門医・指導医を取得している方は2019年度以降は機構専門医の基準で更新となります。(暫定専門医・暫定指導医資格保持者は、現行の制度で更新を行った後に、機構基準での更新となります。)これに関してお問い合わせを多くいただいている項目について、以下のQAをご確認ください。尚、機構の定義、方針に関しては定まっていないことがあり、また今後変更される可能性もあるため、以下のQAは2018年5月11日現在の現状としてご確認いただき、今後もHPの情報をご確認ください。

Q	A
<b>全般について</b>	
1 更新時期について	【重要】機構認定麻酔科専門医更新時期について(リンク)をご参照ください。 2016年度以降新規に学会専門医認定された方は、学会専門医認定期間終了年の前年の9月1日～10月30日までに機構専門医の更新を行うこととなります。
2 2018年に暫定申請を行った場合は、2年後は、機構の更新基準で更新することになりますか。	学会専門医を更新した後、機構専門医の更新となります。
3 機構専門医の英語表記はどうなりますか。	機構より通達があり、下記のとおりです。 Certified Anesthesiologist, JMB
<b>産休・育休など特別な理由で診療に従事できない場合</b>	
1 機構専門医更新の単位、専従期間が不足した場合、どうなりますか。	学会専門医での猶予期間の取り扱いと、機構専門医での猶予期間の取り扱いについて異なります。 学会専門医では、猶予期間は「暫定専門医」ではありましたが、専門医有効期間に暫定専門医期間が含まれておりました。しかし機構専門医の猶予期間中は「専門医」ではなくなり、一旦資格停止状態となります。 猶予期間の上限はこれまでどおり2年となっており、年度末で条件がそろった場合、翌年度に更新申請することとなります。 機構専門医において2年以上、上記の理由により猶予し、条件が満たされない場合、再認定制度があります。資格喪失年度翌年の4月から申請時(約3ヶ月)までに所定の条件を満たし、専門医試験口頭、実技試験に合格すれば、専門医資格を回復できます。
2 猶予が認められるのは、どういうケースですか。	猶予申請対象事由は、海外留学、妊娠、出産、育児、病氣療養、介護、病院長や学部長等の管理職、災害被災などとなります。

## 単位について

### 全般

1	留学や研究で診療に従事できない場合、その間には所定の講習会受講単位は認められるのでしょうか。	単位として認められます。専従期間について、国外臨床留学をされている場合、専従期間と認められますが臨床研究は、研究内容を確認の上、機構審査会の判断となります。
2	厚労省医系技官・外務省医療職・国立感染症研究所・AMED・PMDA等の公的機関の業務や、特定機能病院での医療安全従事者として勤務している場合、どうなりますか。	申請時に業務内容を確認の上、機構審査会の判断となります。業務内容が妥当であれば、麻酔関連業務として認められます。

### i) 診療実績について

1	認定病院以外で診療した症例も認定病院で実施した症例と同じ単位数が加算できるということでしょうか。	加算できます。
2	複数施設で週3日以上勤務している場合は、手術麻酔の全例記録を提出し、更新単位として算定可能であるか審査、全例記録がない場合は、審査対象とならないとありますが、提出する項目を教えてください。	項目については日本専門医機構 更新関連書類の麻酔症例一覧を確認ください。今回は移行措置として、2014年度については、症例数のみの提出とし、2015年度以降は全例記録での提出をしてください。
3	1999年以前に専門医を取得しました。臨床実績報告書の提出は必要でしょうか。	臨床実績報告書の提出が必要となります。また、週3日以上単一施設で勤務していない場合に提出する全例提出は不要です。
4	ペインクリニックや緩和治療において、チームで複数の医師で患者の診療に携わっている場合は、1症例に医師が複数重複して登録することになると思いますが、問題はないのでしょうか？	ペインクリニック・入院患者疼痛管理、緩和ケア担当症例については、施設でご判断いただき、どの医師を主担当とするかご決定ください。ただし、麻酔症例については、1症例につき、主担当医、指導医それぞれ1名まで単位として認められます。
5	海外留学中に臨床した麻酔症例も機構専門医更新のための診療実績として算定可能でしょうか？	臨床実績報告書、施設から職務経歴書・麻酔経歴書等の正式な書類の作成が可能であれば、単位として加算できます。
6	2019年度以降の臨床実績はJSAPIMSからのみ作成だが、認定病院以外は手書きでしょうか。	手引き、または、WEBから出力できます。

## ii) 専門医共通講習

1	専門医共通講習は院内講習が認められるということですが、具体的に何が認められるのでしょうか。	2017年度までは、施設で発行された以下の内容の講習会であれば、施設が発行する正式な受講証明をもって認められます。2018年度からは施設から機構に事前申請し、承認を得る必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療安全講習会(必修項目:5年間に1単位以上)</li> <li>・感染対策講習会(必修項目:5年間に1単位以上)</li> <li>・医療倫理講習会(必修項目:5年間に1単位以上)</li> <li>・初期研修指導医講習会</li> </ul> <b>日本専門医機構で単位として認めないことが決まったため削除(2018年6月20日)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険医療講習会</li> <li>・臨床研究/臨床試験講習会</li> <li>・医療事故検討会</li> <li>・医療法制講習会(日本麻酔・医事法制研究会の教育講演などを含む)</li> <li>・医療経済(保険医療など)に関する講習会など</li> </ul>
2	講習会の単位数を教えてください。	単位表をご確認ください。
3	日本専門医機構認定 麻酔専門医更新 専門医共通講習は最大10単位取ることができるとのことですが、たとえば院内で毎年開催されている医療安全講習会(1時間)を毎年1回受講し、4年続けて受講した場合、4単位取得可能でしょうか。	機構が承認した院内講習であれば取得可能です。院内講習の機構への認定手続きについては、前述1をご参照ください。
4	日本医師会主催の講習会も単位数に認められますか。	一部の講習で認められているものがあります。詳細は各地区の医師会にご確認ください。

## iii) 麻酔科領域講習

1	必須の講習会はあるのでしょうか。	最小15単位必要で、その内、10単位は日本麻酔科学会で行う講習会(e-learningを含む)で取得ください。
2	e-learningの単位上限はあるのでしょうか。	上限はありません。
3	ペインクリニック学会、臨床麻酔学会等で、麻酔科領域講習の開催予定はありますか。	各学会からの申請により開催されることがございます。詳細は各学会のHPをご覧ください。
4	講習会の単位数を教えてください。	1時間につき1単位となります。

#### iv) 学術業績・診療以外の活動実績

1	学術集会への参加単位は、日本麻酔科学会年次学術集会、支部学術集会のみ認められるとのことですが、必須の参加回数がありますか。	年次学術集会への参加が1回必須となります。単位表については、リンクをご参照ください。
2	JAの査読単位は、どのように反映すればいいですか。	JA,JACRでの査読実績は、マイページに反映予定です。具体的な反映時期がわかりましたら随時ホームページに公開致します。
3	専門医試験官を担当しましたが、単位は反映されますか。	2018年7月以降にマイページに反映します。